

## 鶴岡市訪問型サービス・活動B（D）の事業実施要綱

令和8年3月31日告示第108号

（趣旨）

第1条 この告示は、訪問型サービス・活動B（D）（鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成29年鶴岡市規則第7号）第2条第1項第3号及び第5号に規定する訪問型サービス・活動B（D）をいう。以下同じ。）の事業に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この告示は、住民ボランティア、特定非営利法人等の地域住民が主体となり、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域課題やニーズ等の実情に応じた住民主体サービスを提供することで、高齢者の自立した生活環境の維持又は向上を図るとともに、高齢者自らも住民主体サービスの提供者となることで介護予防を促進し、地域主体による支え合い活動の充実を図ることを目的とする。

（事業実施団体）

第3条 訪問型サービス・活動B（D）の事業の実施主体（以下「事業実施団体」という。）は、地縁組織、ボランティア団体等の住民主体で組織された3名以上で構成される団体とする。

（事業の内容）

第4条 訪問型サービス・活動B（D）の事業は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高齢者の居宅における多様な生活上の困りごとに対して、掃除、洗濯、ごみ出し、除雪、買い物等の多様な生活支援を提供する事業
  - (2) 高齢者の地域における自立した生活の継続や社会参加を図るため、通院、買い物等の外出に困難さを抱える高齢者に対して、車両による移動支援を提供する事業
- 2 提供する住民主体サービスの内容は、市が別に配置する生活支援コーディネーターと連携し、地域課題やニーズを踏まえ、事業実施団体が決定するものとする。
- 3 事業実施団体の従事者が運転者となり、自家用車、レンタカー等を活用して移動支援を行う場合は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び令和6年3月1日付け国土交通省通達等の関連通知「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」の範囲でのみ運用できるものとする。

（事業対象者）

第5条 訪問型サービス・活動B（D）の事業の対象者は、居宅要支援被保険者等（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）であって、介護予防ケアマネジメントに基づき当該事業を利用するものとする。

- 2 事業実施団体は、地域課題の解決や地域住民の求めに応じ、利用者の範囲を拡大することができる。

（人員及び設備等の確保）

第6条 事業実施団体は、訪問型サービス・活動B（D）の事業実施のため、サービス提供に支障のない従業者の員数並びに設備及び備品を確保しなければならない。

（事業の運営）

第7条 事業実施団体は、この事業の運営に当たり、鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業「担い手養成研修」修了以上の知識・技術のあるボランティア、地域住民等の協力を得ることに努めるものとする。

（研修会等の実施）

第8条 事業実施団体は、有識者等による研修会を企画し、介護予防事業に関する知識の自己研鑽に努めなければならない。

2 事業実施団体は、研修会を企画実施した際は、研修会実施報告書を作成し、市長へ報告しなければならない。

（衛生管理）

第9条 事業実施団体は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めなければならない。

（秘密の保持等）

第10条 事業実施団体の従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業実施団体は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業実施団体は、業務上取得した個人情報に係る文書及び電子的情報を厳密に保管し、これらを廃棄する場合には、情報の漏えいを防ぐ確実な方法によらなければならない。

（参加申込）

第11条 訪問型サービス・活動B（D）の事業に事業実施団体として参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる応募書類及びその付属資料を市に提出するものとする。

- (1) 鶴岡市訪問型サービス・活動B（D）実施届出書
- (2) 団体の会則又は規約
- (3) 従事者名簿及び従事者としての資格の写し
- (4) 事業所の位置図及び平面図・写真
- (5) 設備・備品（事業に使用する車両等の概要）の一覧表
- (6) 暴力団等に該当しない旨を証する書類
- (7) 重要事項説明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

（事業実施団体の審査及び通知）

第12条 市は、前条の規定により提出された書類に基づき、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 提供するサービスの妥当性
- (2) 第3条に定める要件の妥当性
- (3) その他この事業の参加に必要な事項

2 市は、前項による審査を行い、事業実施団体として参加が適当であると認められるときは

速やかに応募者に通知するものとする。

(内容変更)

第13条 事業実施団体は、参加申込の内容に変更があったときは、速やかに市に提出しなければならない。

2 前項における審査は、前条の規定を準用する。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第14条 事業実施団体は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、市長へ届け出なければならない。

2 市は、前項の規定による届出があった場合のほか、次に掲げる状況が認められたときは、当該実施団体の事業への参加を取り消すことができる。

(1) 事業実施団体と一定期間連絡がとれない等団体の活動の実態がないと認められるとき。

(2) 第3条に定める要件を満たさなくなると認められるとき。

(3) 休止の届け出があった期間の最終日から一定期間連絡が取れないとき。

3 事業実施団体は、第1項の規定による届出をしたときは、サービスの提供を受けていた利用者であって、当該事業の廃止又は休止の日以降においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望する事業対象者に対し、必要な通所サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防サービス・支援計画を作成する地域包括支援センターその他の関係者と連絡調整し、適切な支援の継続を図らなければならない。

4 事業実施団体は、第1項の規定による届出をしたときは、事業対象者以外の利用者についても、引き続きサービスの提供を希望する者に対しては、他のサービス事業者その他の関係者との連絡調整により、適切なサービスが受けられるよう努めなければならない。

(安全配慮義務)

第15条 事業実施団体は、善良な管理者の注意を持って、安全管理に配慮しなければならない。

2 事業実施団体は、事故が発生するおそれがある場合は、適切な措置を講じなければならない。

3 事業実施団体は、事故発生時に備え、損害賠償保険等に加入するものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 事業実施団体は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント等による援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、速やかに市長に報告しなければならない。

2 事業実施団体は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

3 事業実施団体は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 事業実施団体は、前3項に規定する措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めなければならない。

(補助金の活用)

第17条 事業実施団体は、「鶴岡市訪問型サービス・活動B（D）の事業費補助金交付要綱（令和8年鶴岡市告示第109号）」に基づき、当該補助金の交付申請を行うことができる。  
（実績報告）

第18条 事業実施団体は、市に対して月ごとの実施状況を速やかに報告しなければならない。  
（サービスの利用）

第19条 訪問型サービス・活動B（D）の利用回数は、1週当たり1回とする。ただし、認知能力の低下等で支援が必要な対象者の利用回数は、1週当たり2回までとする。

2 訪問型サービス・活動B（D）を利用する者は、事業実施団体があらかじめ定めた利用料及びその利用に当たり生じた実費を当該団体に支払わなければならない。

（その他）

第20条 この告示に定めるもののほか、訪問型サービス・活動B（D）の事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。